

飯塚市開発指導要綱 技術基準

飯塚市

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 道路（第2条－第10条）
- 第3章 上水道（第11条）
- 第4章 下排水施設（第12条－第17条）
- 第5章 下水道施設（第18条－第30条）
- 第6章 消防施設（第31条－第34条）
- 第7章 工事中における災害の防止（第35条－第38条）
- 第8章 切盛土、がけ面、擁壁（第39条－第57条）
- 第9章 その他（第58条）

第1章 総則

(目的)

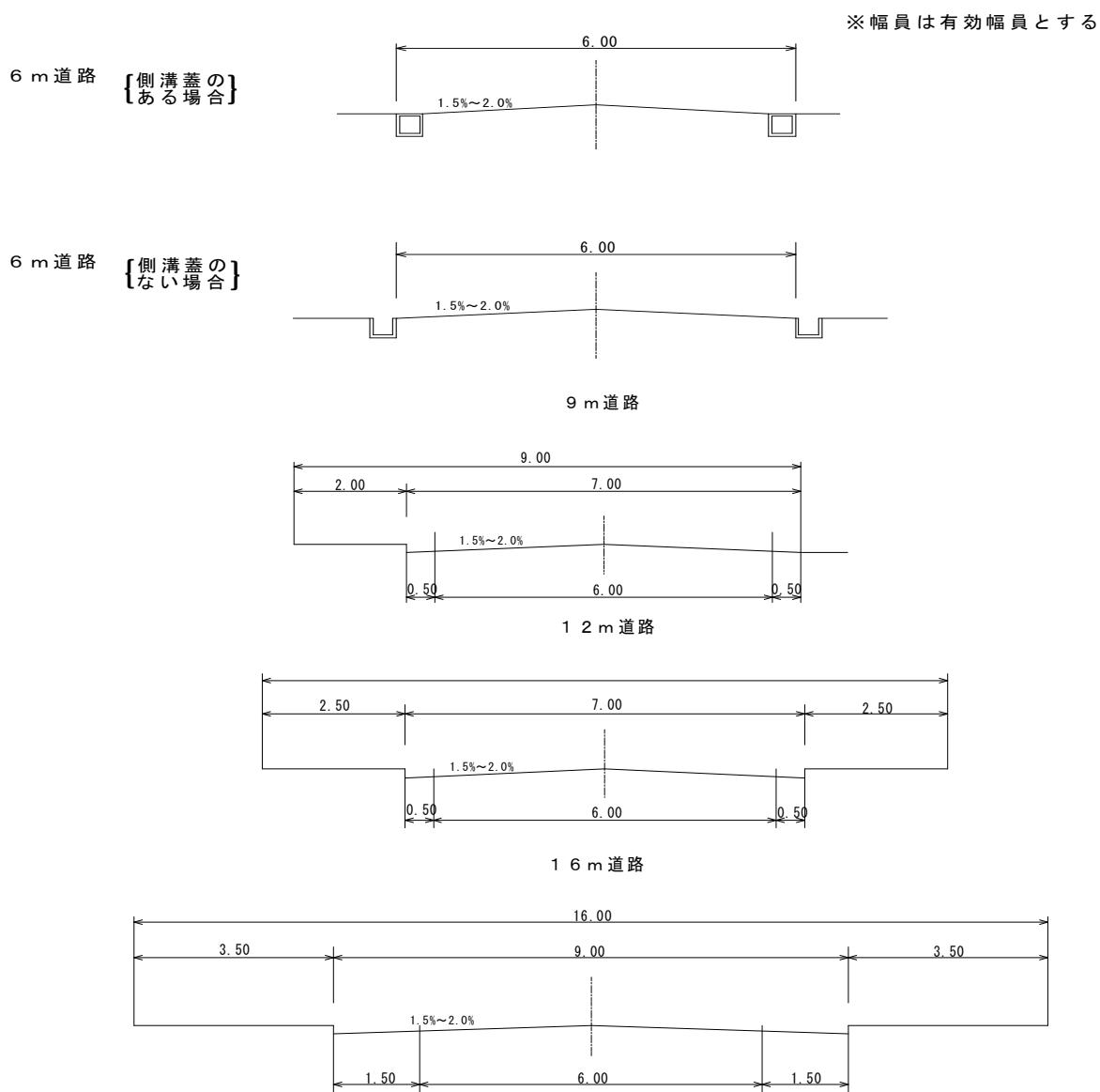
第1条 この告示は飯塚市開発指導要綱に基づく開発行為の技術基準について定めることを目的とする。

第2章 道路

(道路の幅員構成)

第2条 道路の幅員構成は、次概念図を参考にし、計画しなければならない。ただし、概念図に異なる道路構成をする場合は、市長と協議によるものとする。

道路の幅員概念図



(新設道路及び接続道路の幅員)

第3条 飯塚市開発指導要綱（以下「要綱」という。）第6条第1項第2号及び第3号に規定する新設道路、接続道路の幅員は、次表のとおりとする。

(1) 新設道路の幅員

開 発 区 域 面 積	開発行為の用途	道 路 幅 員
1,000 m ² 以上	住 宅	6 . 0 m以上
	住宅以外	9 . 0 m以上

(2) 接続道路の幅員

開 発 区 域 面 積	開発行為の目的	道 路 幅 員
1,000 m ² 以上	住 宅	6 . 0 m以上
	新設道路に接道	6 . 5 m以上
	住宅以外	9 . 0 m以上

(接続道路の特例)

第4条 要綱第6条第1項第2号の接続道路の幅員が6.5メートル未満で市長がやむを得ないと認めるときとは、次の条件を満たすときとする。

- (1) 接続道路の幅員が4.0メートル以上あり、又近い将来道路拡幅の予定がなく、かつ、車両通行等に支障がないと市長が特に認めるとき。
- (2) 開発区域が接続道路に隣接し、開発行為の目的が住宅の場合は、その接している区間について、道路の中心線から開発区域側に3.00メートルの線まで後退し、その後退部分を道路として整備するとき。
- (3) 新設道路が接続先道路に接道し、開発行為の目的が主として住宅の建築を目的とする場合は、その接している区間について、道路の中心線から開発区域側に3.25メートルの線まで後退し、その後退部分を道路として整備するとき。

2 同号の接続道路の幅員が4.0メートル未満で特に市長がやむを得ないと認めるときとは、次の条件を満たすときとする。

- (1) 接続道路の幅員が1.8メートル以上あり、建築物及び工作物が連た

んし道路拡幅が困難であり、かつ、車両通行等に支障がないと市長が特に認めるとき。この場合においては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条の規定による道路として特定行政庁から指定を得るものとする。

- (2) 新設道路が接続先道路に接道し、開発行為の目的が住宅の場合は、その接している区間について、道路の中心線から開発区域側に3.00メートルの線まで後退し、その後退部分を道路として整備するとき。
- (3) 新設道路が接続先道路に接道し、開発行為の目的が主として住宅の建築を目的とする場合は、その接している区間について、道路の中心線から開発区域側に3.25メートルの線まで後退し、その後退部分を道路として整備するとき。

(道路の縦横断勾配)

第5条 道路の縦断勾配は、0.5パーセント以上、9パーセント以下とするものとする。ただし、小区間で市長がやむを得ないと認めたときは、滑り止め舗装を施工し、かつ、必要な位置に横断側溝を設置する場合に限り12パーセント以下とすることができる。

- 2 交差取付け部においては、2.5パーセント以下の緩勾配区間を6.0メートル以上設けるものとする。
- 3 道路の横断勾配は、1.5パーセント以上2パーセント以下とするものとする。

(歩道)

第6条 幅員9.0メートル以上の道路を計画するときは、次表に掲げる歩道を設置し、縁石等によって分離するものとする。

道路の幅員	車路の幅員	歩道	
		幅員	本数
9m	7m	2.0m	1
12m	7m	2.5m	2
16m	9m	3.5m	2

(行き止まり道路等の制限)

第7条 福岡県の道路位置指定の手引きに準ずること。ただし、新設道路の幅員については幅員6.0m以上を確保し、終点には転回広場を設けること。

(道路の舗装)

第8条 舗装の構造基準については、(財)日本道路協会規程のアスファルト舗装要綱に準拠するものとする。ただし、道路幅員9.0メートル以下で、これによらない場合は、次表の舗装構造とすることができます。

道 路 幅 員	アスファルト混合物		路 盤 工	
	表 層 厚	基 礎 厚	上層路盤厚	下層路盤厚
5.0m以下 (L交通)	5	—	15	20
5.0mを超える 6.5m以下 (L交通)	5	—	15	20
5.0mを超える 9.0m以下 (A交通)	5	—	15	35
歩 道	4	—	10	—

- * 上層路盤材は粒調碎石、再生粒調碎石とし、下層路盤材はクラッシャーラン、再生クラッシャーランとする。
- * 歩道の路盤材は粒調碎石、再生粒調碎石とする。

(道路排水施設)

第9条 道路側溝は、原則として落蓋式U型溝、自由勾配側溝、管渠型側溝等を使用し、その流末が公共施設に接続するものとする。ただし、道路の中に排水管を設置し、最大20メートル毎に溜柵を設置するときは、L型側溝とすることができます。この場合において、勾配が4パーセント以上の部分に設置する雨水柵は、グレーチング柵(1.0メートル)とするものとする。

- 2 道路側溝の流水断面は、計画水量によって決定するものとする。この場合において、最低30センチメートル×30センチメートル以上の断面の側溝を使用し、落蓋式U型側溝等においては、10メートル程度の間隔でグレー

チングを設置するものとする。

3 道路側溝の最小縦断勾配は、U型側溝は0.5パーセント以上、L型側溝は1.0パーセント以上とするものとする。

(道路の法面)

第10条 路側の下法は、擁壁構造として維持管理上支障のない道路用地でなければならぬ。路側の上法は、路側高より1メートル以上の部分は擁壁構造とし、その上部は必要に応じて法覆工を施すものとする。さらに、落石の危険が考えられる場所においては、落石防護柵を設けるものとする。

第3章 上水道

(水道施設設置)

第11条 水道施設の設置にあたっては、(社)日本水道協会規程の水道施設基準に準拠するとともに、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 計画1日最大給水量は、開発行為の規模、用途目的に応じ、企業管理者が定める計画1人1日最大給水量に、開発事業の計画人口を乗じたものとすること。
- (2) 計画時間最大給水量は、前号の規定による計画1日最大給水量の1時間当たりの水量に開発行為の規模、用途目的に応じ、1.5以上2.0以下の時間最大比を乗じたものとすること。
- (3) 計画配水量は、前号の規定による計画時間最大給水量に消火水量の1時間当たりの水量を加えたものとする。消火水量については、開発行為の計画人口により次表の値を標準とすること。

計画人口	消火用水量
5,000人未満	1m ³ /分以上
5,000～10,000人	2m ³ /分以上
10,000～20,000人	4m ³ /分以上
20,000人以上	5m ³ /分以上

- (4) 平常の配水管の最小動水圧は、管路のいずれの地点においても、1.5キログラム/立法メートル以上とすること。
- (5) 開発行為の規模が大きく、地形が複雑であり配水池の設置が必要である

ると上下水道事業管理者が認めるときは、自己の負担で配水池を設置しなければならない。この場合、その有効容量は、計画 1 日最大給水量の 12 時間分に消火水量の 1 時間分を加えたものとすること。

(6) 受水槽の有効容量は、計画 1 日最大給水量の 1 時間分を標準とすること。

(7) 無人施設のときは、遠方監視制御装置を設置すること。

第 4 章 下排水施設

(計画雨水量)

第 12 条 計画雨水量については、降雨強度 10 年確率で算出するものとする。

$$Q = 1 / 360 \times C \times I \times A \quad I = 6, \quad 350 / t + 38$$

Q : 計画雨水量 (m^3/sec) C : 流出係数 I : 降雨強度 (mm/h)

A : 排水面積 (ha) t : 到達時間 (min)

流域面積	到達時間
50 ha 以下	10 分
100 ha 以下	20 分
500 ha 以下	30 分

(下排水施設の設計基準)

第 13 条 三面張水路、道路側溝、管渠の計画断面、断面決定については、次によるものとする。

$$Q = A \cdot V \quad V = 1 / n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2} \quad (\text{マニングの式})$$

Q : 計画流水 (m^3/sec) A : 流水面積 (m^3)

n : 粗度係数 R : 径深 ($= A / P$)

I : 勾配 (分数又は小数) P : 流れの潤辺長 (m)

(計画断面)

第 14 条 計画断面は、計画流量に対して、次表に基づく余裕を加えて、決定するものとする。

三面張水路	8割水深
側溝及び U型溝	8割水深

管渠	10割水深（満管）
----	-----------

(使用材料)

第 15 条 使用材料については、製品名及び使用材料を明確にするため、試験成績表及びカタログ等を提出し、当施設の管理者となる者の承認を得るものとする。

(管渠等の埋設及び設置)

第 16 条 管渠等の埋設及び側溝等の設置については、次のことを考慮し施行するものとする。

- 2 管渠の構造及び側溝等の構造については、土木構造物標準設計図を参考にして計画するものとする。また、必要に応じ構造計算書及び強度試験表等を提出し、当施設の管理者となる者の承認を得るものとする。
- 3 管渠等の埋設深さについては、ガス、上水道、電気、電気通信を除き、最小土被りを 1.2 メートル以上とするものとする。ただし、これにより難い場合は、計画前に当施設の管理者となる者と協議し承認を得るものとする。

(排水施設の整備)

第 17 条総流出量及びピーク流量を抑制するため、開発区域の規模、地形、地質及び放流先の排水施設の流下能力等を考慮し、計画降雨に対して開発後における洪水ピーク流量の値を開発前のピーク流量の値まで低減させ、別表第 1, 2 により自己の負担において施設の整備を図らなければならない。

雨水流出抑制計画の計算に用いる流出係数は次表によるものとする。

地区	流出係数
密集市街地（DID 地区）	0.9
一般市街地	0.8
畑・原野	0.6
水田	0.7
山地	0.7

- 2 調整池容量計算に用いる降雨強度式は、次表によるものとする。ただし、公共下水道西部排水区においては、同技術基準第 26 条及び第 27 条によるものとする。

t : 流達時間（分）

10年確率（排水施設）	$6, 350 / t + 38$
30年確率（調整池容量）	$7, 610 / t + 40$
100年確率（余水吐）	$8, 966 / t + 42$

流域面積	到達時間
50ha以下	10分
100ha以下	20分
500ha以下	30分

3 調整池堆砂量は、開発区域面積3,000平方メートル以上10,000平方メートル未満では15立方メートル／ヘクタール、10,000平方メートル以上については50立方メートル／ヘクタール以上240立方メートル／ヘクタール以下を標準とするものとする。

4 雨水抑制施設の設置については、調整池においては、(社)日本河川協会規程の編集防災調節池等技術基準(案)の大規模宅地開発に伴う調整池技術(案)に、その他においては、同会規程の流域貯留施設等技術指針(案)、(社)雨水浸透技術協会規定の雨水浸透技術指針(案)に定めるところによるものとする。

第5章 下水道施設

(計画雨水量)

第18条 公共下水道西部排水区の計画雨水量の算出については、次によるものとする。

$Q = 1 / 360 \times C \times I \times A$
$I = 5,970 / (t + 35.5)$ (片島地区及び東町地区を除く西部排水区)
$I = 7,220 / (t + 38.0)$ (片島地区及び東町地区)
$t = t_1 + L / 60V$

Q：計画雨水量 (m^3/sec) C：流出係数 (=0.75) I：降雨強度 (mm/h)

A：排水面積 (ha) t : 流達時間 (min)

t_1 : 流入時間 (min) (= 7 min)

L : 管渠延長 (m) V : 仮定流速 ($1.0m/sec$)

(計画雨水浸透量)

第19条 各地区における計画浸透量は、1ヘクタールあたり以下の浸透量を用いるものとする。

片島地区 : 0.0416 (m³/sec/ha)

東町地区 : 0.0435 (m³/sec/ha)

(計画汚水量)

第 20 条 計画汚水量の算出については、次によるものとする。

$$Q = 0.810/86,400 \times A \times B$$

Q : 計画汚水量 (m³/sec)

A : 開発面積 (ha)

B : 人口密度 (人/ha)

2 計画時間最大汚水量の汚水量原単位（地下水も含む。）は、810リットル／日／人を使用するものとする。

(管渠施設の設計基準)

第 21 条 管渠の計画にあたっては、損失水頭を最少にするよう考慮し、動水勾配線が地表面より出ないものとする。

2 管渠の断面決定にあたっては、次によるものとする。

$$Q = A \cdot V \quad V = 1/n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2} \quad (\text{マニングの式})$$

Q : 計画流量 (m³/sec) A : 流水の断面積 (m²)

n = 粗度係数 (= 0.013 : 鉄筋コンクリート管)

(= 0.013 : ダクタイル鉄管)

(= 0.010 : 硬質塩化ビニル管)

R : 径深 (= A/P)

I : 勾配 (分数又は小数) P : 流水の潤辺長 (m)

3 流速は、下流に向けて漸増させ、勾配は、下流に向けて小さくなるようにするものとする。雨水及び合流の管渠の流速は 0.8 メートル/秒以上 3.0 メートル/秒以下とし、污水管渠の流速は 0.6 メートル/秒以上 3.0 メートル/秒以下とするものとする。

4 雨水及び合流の管渠の最小口径は 250 ミリメートルとし、污水管渠は 200 ミリメートルとするものとする。

(管渠断面)

第 22 条 管渠断面は、計画流量に対して、次表に基づく余裕を加えて、決定するものとする。

種 別	管渠の口径	余 裕
汚水管渠	φ 200mm～600mm	1 0 0 %
	φ 700mm～1,500mm	7 5 %
	φ 1,650mm～3,000mm	4 0 %
雨水管渠	円形管渠にあっては、10割水深(満管)とする	
	矩形渠にあっては、9割水深とする	

(管渠材料)

第 23 条 管渠は、用途に応じて内圧及び外圧に対して、十分耐える構造及び材質のものを使用するものとする。又選定にあたっては、流量、水質、敷設場所の状況、外圧、内圧、継手の方法、管の性質、強度、形状、維持管理等を十分に考慮するものとする。

(管渠の接合)

第 24 条 管渠の接合は、原則として管頂接合とし、管継ぎ手は、水密性及び耐久性のあるものを使用するものとする。

(埋設深さ)

第 25 条 公道における管渠の埋設深さについては、道路管理者となる者及び企業管理者と協議をするものとする。

(基礎工)

第 26 条 基礎工は、管渠の種類、地盤及び載荷重の状況に応じた施工を行うものとし、基礎工の詳細図は、縦断面図に記入するものとする。

2 埋戻土は、管頂 30 センチメートルまで人力施工とし、塩化ビニル管にあっては、砂埋戻しとするものとする。路面復旧については、道路管理者と協議するものとする。

(マンホールの設置場所)

第 27 条 マンホールは、管渠の起点及び方向、勾配及び管渠径等の変化する場所、段差の生ずる場所、管渠の会合する場所並びに維持管理のうえで必要

な場所に設けるものとする。

2 マンホールは、管渠の直線部においても、管渠径によって次表の範囲内の間隔に設けるものとする。

管渠径 (mm)	600 以下	1000 以下	1500 以下	1650 以下
最大間隔 (m)	75	100	150	200

(マンホールの種類及び構造)

第 28 条 マンホールの種類は、次表によるものとする。

呼び方	形状寸法	用途
小型マンホール	内径 30 cm 円形	内径 250mm 以下の管の起点及び中間点並びに内径 200 mmまでの管の会合点
1号マンホール	内径 90 cm 円形	管の起点及び 600 mm以下の管の中間点並びに内径 450 mmまでの管の会合点
2号マンホール	内径 120 cm 円形	内径 900 mm以下の管の中間点及び内径 600 mm以下の管の会合点
3号マンホール	内径 150 cm 円形	内径 1,200 mm以下の管の中間点及び内径 800 mm以下の管の会合点
4号マンホール	内径 180 cm 円形	内径 1,500 mm以下の管の中間点及び内径 900 mm以下の管の会合点
5号マンホール	内のり 210×120 cm 角形	内径 1,800 mm以下の管の中間点
6号マンホール	内のり 260×120 cm 角形	内径 2,200 mm以下の管の中間点
7号マンホール	内のり 300×120 cm 角形	内径 2,400 mm以下の管の中間点

2 マンホールの蓋は、鋳鉄製（ダクタイルを含む。）とし、仕様については、企業管理者と協議をするものとする。

(枠及び取付け管)

第 29 条 ますの構造及び材質については次表のとおりとし、次表に記載のないものについては、企業管理者と協議をするものとする。

呼 び 方	形 状 寸 法	用 途
硬質塩化ビニル製汚水枠	内径 20 cm 円形	
	内径 30 cm 円形	
コンクリート製雨水枠	内のり 40×40 cm 角形 グレーチング蓋	西部排水区
P U型側溝用雨水枠	福岡県規格による	西部排水区

2 取付け管は内径 150 ミリメートル以上の硬質塩化ビニル管とし、勾配は 10 パーセント以上とするものとする。

(その他下水道施設設置基準)

第 30 条 その他下水道施設の設置については、(社) 日本下水道協会発行の「下水道施設計画・設計指針と解説」及び「下水道排水設備指針と解説」に定めるところによるものとする。

第 6 章 消防施設

(防火水槽設置基準)

第 31 条 防火水槽の設置基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 防火水槽は、原則として設置点を中心に半径 120 メートルの範囲内に開発区域全体が包含されるよう設置すること。
- (2) 消防ポンプ自動車が容易に部署する位置であること。
- (3) 崩壊、埋設等のおそれのない位置で、かつ、維持管理上支障のない位置であること。
- (4) 接する道路の縦断勾配が 5 パーセント以下であること。

(5) 直近に所在を示す標柱を設置すること。

(防火水槽の構造等)

第32条 防火水槽の構造、規格は、次に掲げるものとする。

- (1) 常時貯水量が40立方メートル以上であること。
- (2) 鉄筋コンクリート造地下式有蓋とし、漏水防止が完全であること。
- (3) 吸管投入孔の直下の底面は、柾状のストレーナー（深さ50センチメートル、一辺が80センチメートル以上）を設けること。
- (4) 吸管投入孔の蓋は、十分な強度をもち、原則として円形とし、直径60センチメートル以上とすること。

(消火栓の設置基準)

第33条 消火栓の設置基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 消火栓は、原則として設置点を中心に半径120メートルの範囲内に開発区域全体が包含されるよう設置すること。
- (2) 道路の交差点等で消防活動が容易にできる位置で、道路の縦断勾配が5パーセント以下の場所に設けること。

(その他防火水槽、消火栓の設置基準等)

第34条 防火水槽及び消火栓の構造並びに設置基準等については、消防庁規程の消防水利基準に定めるところによるものとする。ただし、既設水管がこれに該当しないときは、消防署長と協議のうえ有効な水量を確保すること。

第7章 工事中における災害の防止

(仮設排水管等の設置)

第35条 造成工事中においては、降雨による災害を防ぐため、必要な場所に仮設排水溝、暗渠等を設置するとともに、適切な位置に泥溜を設ける等適切な防災措置を行うものとする。

(土堤の設置)

第36条 宅地造成により整地した平坦地は、その外周に小規模な土堤を設け、

降雨を一時貯留し、下流への直接流出を調整するものとする。

(防災調整池の計画)

第 37 条 開発行為に伴う排水の放流先の河川については、その流過能力が不足している場合は、防災調整池を設けるか、又は柵工、蛇かご及び土嚢積等を設け、土砂流下の防止、降雨量流出を調整するものとする。

(関係機関への連絡等)

第 38 条 災害が発生したときは、関係機関へ連絡し指示を受けるとともに、災害を最小限に防止するよう努めるものとする。

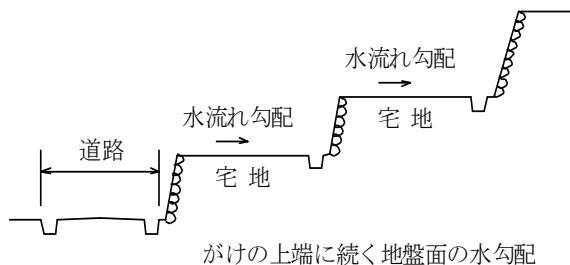
第 8 章 切盛土、がけ面、擁壁

(軟弱地盤の措置)

第 39 条 開発区域の地盤が軟弱であるときは、圧密による沈下を促進させるため間隙水の脱水を図るか、その他必要な地盤改良を施すものとする。又この区域が小規模なものについては、土の置き換え等によって、造成後の地盤の安定を図り圧密不等沈下を防止するものとする。

(雨水排水)

第 40 条 宅地造成によってがけを生じるときは、がけの上端に続く地盤面は、そのがけの反対方向に雨水等地表水が流れるように、勾配をとるものとする。



(雨水排水施設の設置)

第 41 条 切土及び盛土をするときは、雨水その他の地表水が排除できるように、必要な排水施設を設置するものとする。

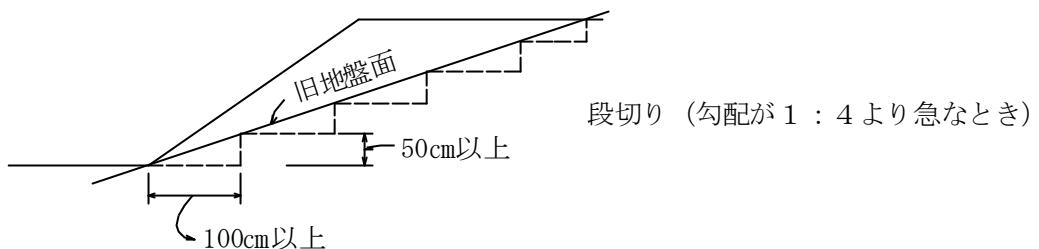
(切土)

第 42 条 切土をするときは、滑りやすい土質の層には、くい打ち及び土の置き換え等の措置を講じるものとする。

(盛土)

第 43 条 盛土をするときは、雨水その他の地表水の浸透による緩み、沈下及び崩壊を防ぐため、締固め等の措置を講じるものとする。

2 著しく傾斜している土地（勾配が 1 対 4 より急なとき）において盛土を施行するときは、盛土する前の地盤と盛土が接する面が滑り面となるのを防ぐため、段切り等の措置を講じるものとする。



3 盛土材料は良質土を使用し、産業廃棄物等は使用しないものとする。

(表土の復元等)

第 44 条 開発区域面積が 1 ヘクタール以上で、高さ 1 メートルを超える切土又は盛土を行う開発行為で、その切土又は盛土をする面積が 1, 000 平方メートル以上のときは、表土の復元、客土及び土壤の改良等の措置を講じるものとする。ただし、道路等の部分で植栽の必要がないことが明らかな区域は、除くものとする。

(がけ面等の保護)

第 45 条 次に掲げるがけ面は、擁壁等で覆うものとする。

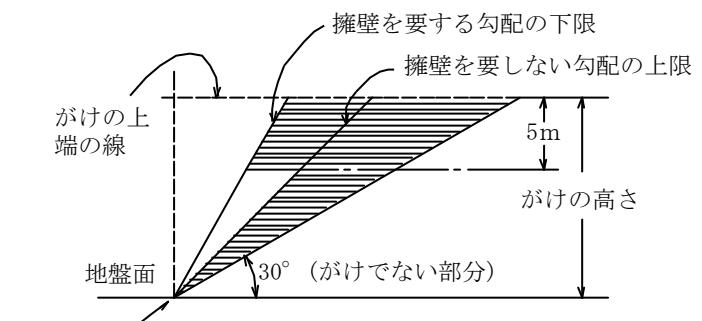
- (1) 切土をした土地の部分に生ずる高さが 2 メートルを超えるがけ（地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外をいう。）。
- (2) 盛土をした土地の部分に生ずる高さが 1 メートルを超えるがけ。
- (3) 切土と盛土を同時にした部分に生ずる高さが 2 メートルを超えるがけ。

2 前項の規定にかかわらず、切土をした土地の部分に生ずるがけの部分で、次に掲げるものについては、この限りでない。

(1) 土質が次表A欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配がB欄の角度以下のもの。

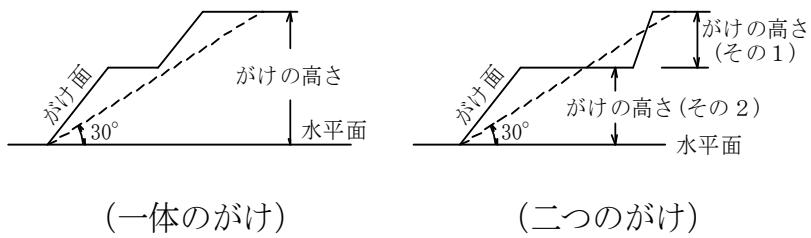
< A 欄 > 土 質	< B 欄 > 擁壁を要しない勾配の上限	< C 欄 > 擁壁を要する勾配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く）	60 度	80 度
風化の著しい岩	40 度	50 度
砂利、真砂土、硬質粘土、その他 これに類するもの	35 度	45 度

(2) 土質が前号の表のA欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表のB欄の角度を超えて同表のC欄の角度以下のもので、その上端から下方に垂直距離5メートル以内の部分。この場合において、前号に該当するがけの部分により上下に分離されるがけの部分があるときは、前号に該当するがけの部分は存在せず、上下のがけは連続しているものとみなす。



<擁壁を要しないがけ又はがけの部分>

(3) 小段等によって上下に分離されたがけについては、下層のがけ面の下端を含み、かつ水平面に対し30度の角度をなす面の上方に上層のがけ面の下端がある場合に、その上下のがけを一体のものとみなし、前号の規定を適用する。



3 前各項までの規定は、次に該当するときは、適用しないものとする。

- (1) 土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、がけの安全を保つたために擁壁の設置が必要でないと認められるとき。
- (2) 災害の防止上支障がないと認められる土地において擁壁の設置にかえて、他の措置が講じられたとき。

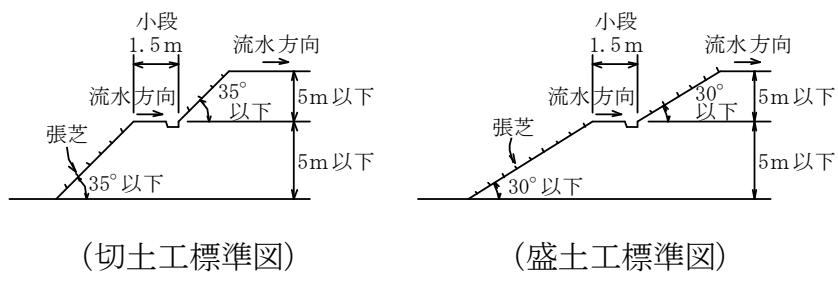
4 開発行為によって生ずるがけ面は、擁壁で覆うときを除き、石張り、芝張り及び

モルタル吹付け等によって風化その他浸食に対し保護しなければならない。

(小段の設置)

第 46 条 切土高及び盛土高が 5 メートルを超えるときは、高さ 5 メートル毎に 1 メートル以上 2 メートル程度の小段を設けるものとする。

2 前項の小段は、適当な勾配をつけるとともに、コンクリートにより小段面を保護し、排水溝を設けるものとする。



(擁壁の指定)

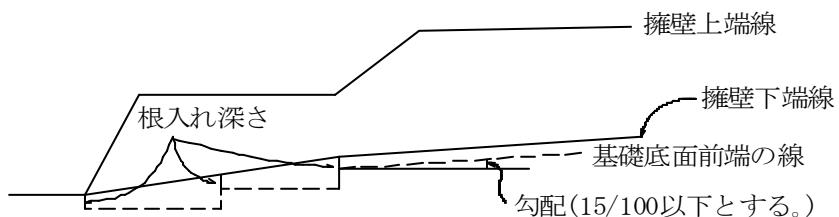
第 47 条 拥壁は、鉄筋コンクリート及び無筋コンクリート又はコンクリートブロック等の練積み構造とするものとする。

(擁壁の水抜孔)

第 48 条 擁壁には、排水のため水抜孔を設置する。水抜孔は、硬質塩化ビニールパイプとし口径 50 ミリメートルの場合は 2 平方メートルに 1 箇以上、口径 75 ミリメートル以上の場合は 3 平方メートルに 1 箇以上設け、擁壁の下部、湧水のある場所に重点的に配置するものとする。

(擁壁の基礎の段切り)

第 49 条 斜面に沿って擁壁を設置するときは、擁壁の基礎底面は段切り等により水平になるようにするものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めるとときは、100 分の 15 以下の勾配とすることができる。

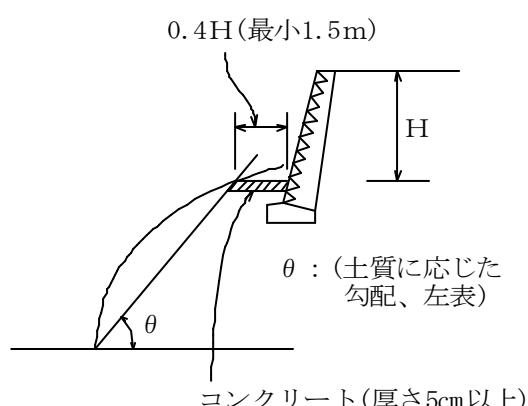


(斜面上の擁壁)

第 50 条 斜面上に設ける擁壁は、斜面下端から次表に示す土質に応じた勾配線と斜面が接する位置から擁壁高さの 0.4 倍（最小でも 1.5 メートル）以上後退した位置に設置するものとし、後退した部分はコンクリート等により、風化浸食のおそれのない状態にしなければならない。

斜面の土質	勾配 (θ)
軟岩（風化の著しいものを除く）	60 度
風化の著しい岩	40 度

斜面の土質	勾配 (θ)
砂利、真砂土、硬質粘土、その他	35 度



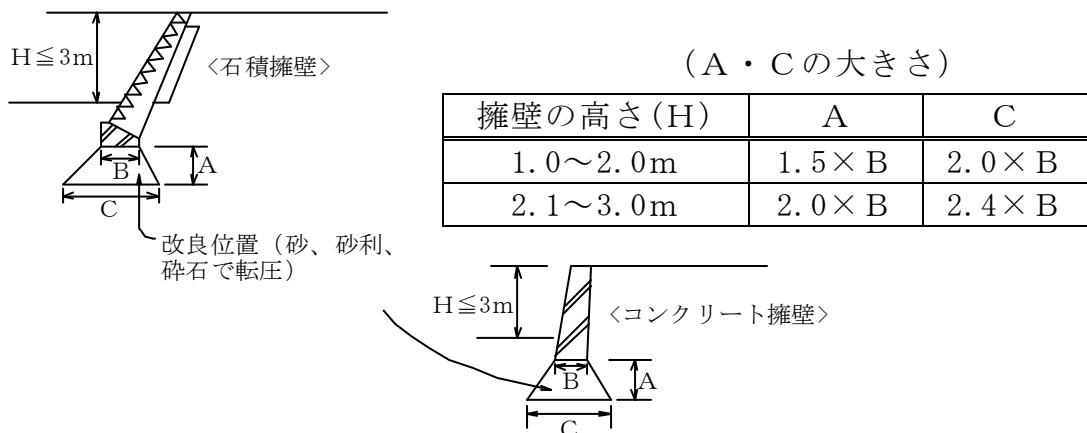
盛土（十分締め固めしたもの）	25 度
----------------	------

(水路沿いの擁壁)

第 51 条 水路、河川に接して擁壁を設けるときは、根入れ深さ、離隔及び構造については、当施設の管理者となる者と協議するものとする。

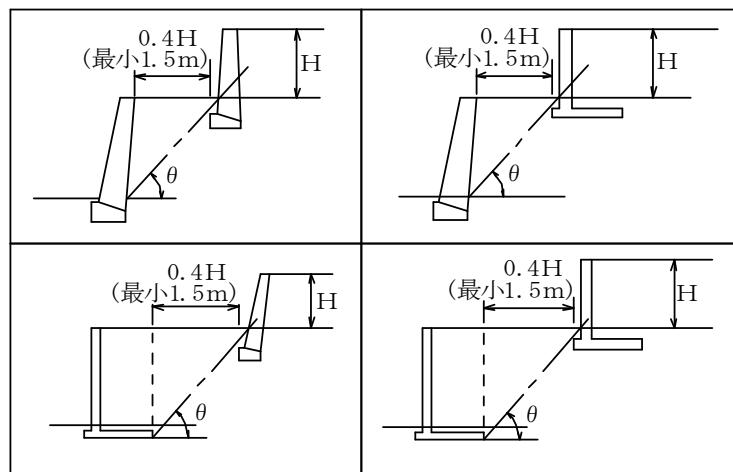
(盛土上の擁壁)

第 52 条 盛土上の擁壁の基盤地盤は次図のように改良するものとし、盛土上に設置する擁壁の高さは3メートル以下とするものとする。この場合において、改良剤を使用するときは、別途市長と協議するものとする。



(二段擁壁)

第 53 条 拥壁が上下 2 段にわたるときは、その上下関係は次図によるものとし、次図の角度 θ については、第 58 条に規定する表の勾配によるものとする。この場合において、下側の擁壁が既存のもので、その安全性が確認できないときは、別途市長と協議するものとする。



(コンクリート擁壁の構造計算)

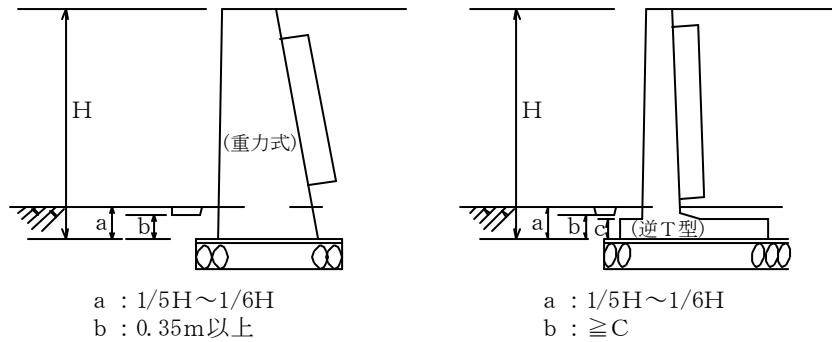
第 54 条 鉄筋及び無筋コンクリート擁壁の構造は、構造計算を行い、次の条件を満たしたものとする。ただし、土木構造物標準設計（擁壁）に合致するものは、この限りでない。

- (1) 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。
- (2) 土圧等により擁壁が転倒しないこと。この場合、安全率は 1.5 以上とすること。
- (3) 土圧等により擁壁の基礎が滑らないこと。この場合、安全率は 1.5 以上とすること。
- (4) 土圧等により擁壁が沈下しないこと。

(コンクリート擁壁施工上の注意事項)

第 55 条 コンクリート擁壁の施工にあたっては、次の事項に注意するものとする。

- (1) 伸縮目地は、コンクリートの収縮による有害なクラックが入らないよう、重力式コンクリートの場合は 10 メートル以内、L型、逆T型及びブロック積の場合には 15 メートルから 20 メートル毎に設け、目地材の厚さは 2 センチメートルとし、基礎部分まで縁切りを行うこと。
- (2) 擁壁のたて壁には、角の欠けるのを防ぎ、又壁の表面に小さなひびわれの出るのを防ぐため、その表面に V 型の切れ目をもつ鉛直施工目地を設けること。その間隔は、無筋コンクリート擁壁では 5 メートル以下、鉄筋コンクリート擁壁では 10 メートル以下に設けるものとし、この目地では、鉄筋は切らないこと。
- (3) 基礎の根入れ深さは次図によるものとする。基礎地盤が通常のときは原則として再生クラッシャーラン等及び均しコンクリート ($\sigma_{ck} = 18$ N/m² 以上、厚さ 10 cm 以上) を設置すること。基礎地盤が岩盤のときは、表面の風化を取り除き、所定の深さに切り込むこと。



- (4) コンクリートの打ち継ぎにあたっては、土砂等の異物が混入しないよう充分清掃すること。また、必要に応じ、用心鉄筋を用いること。
- (5) コンクリートの打設のときは、品質管理を十分に行い、強度保持に注意すること。
- (6) コンクリートの養生及び鉄筋の被り厚さについては、土木及び建築標準仕様書に定める事項を遵守すること。
- (7) 壁裏面の埋戻しの型枠存置期間は、建築基準法施行令第76条に定める最低日数を守ること。また、所定のコンクリート強度を確認しないまま裏込め材の埋戻しを行わないこと。
- (8) 裏込め材は、擁壁の裏面に透水層の役目を果たす程度のクラッシャーラン（厚さ30センチメートル程度）を設置すること。

（練積擁壁施工上の注意事項）

第56条 練積擁壁の施工にあたっては、次の事項に注意するものとする。

- (1) 伸縮目地は、原則として擁壁10メートル以内毎に伸縮目地を設け、特に地盤の変化する場所、擁壁の高さが著しく異なる場所、擁壁の構造及び工法を異にする場所は有効に配置し、基礎部分まで切断すること。また、擁壁の屈曲部では、目地の位置は、隅角部から擁壁の高さ分を避けて設けること。
- (2) 脊込め及び裏込めコンクリートの打設は、コンクリートが組積材と一体となるよう十分突き固めること。また、裏込めコンクリートが、透水層内に流入して、機能を損なわないように抜型枠を使用すること。
- (3) 裏込め材は、擁壁の裏面に砕石等をもって有効に裏込めしなければならない。この場合、厚さについては、土木構造物標準設計の規定に基づき十分突き固めること。

(4) 擁壁隅角部の補強擁壁の屈曲する箇所は、隅角を挟む二等辺三角形の部分をコンクリートで補強するものとする。二等辺の一辺の長さは、擁壁の高さ 3 メートル以下で 50 センチメートル、擁壁の高さが 3 メートルを超えるものは 60 センチメートルとすること。

(5) 練積擁壁の高さは、地盤面より直高 5.0 メートルを超えてはならない。

(その他の擁壁)

第 57 条 工場製品擁壁、緑化ブロック、修景擁壁等を使用する場合は、国土交通大臣が認定した製品を使用するものとする。

第 9 章 その他

(補則)

第 58 条 この告示に定めのないものについては、市長と事業者が協議し決定するものとする。また、その他開発行為に関係する法律の規制するものについては、関係法令に準拠するものとする。

附 則

(施行期日)

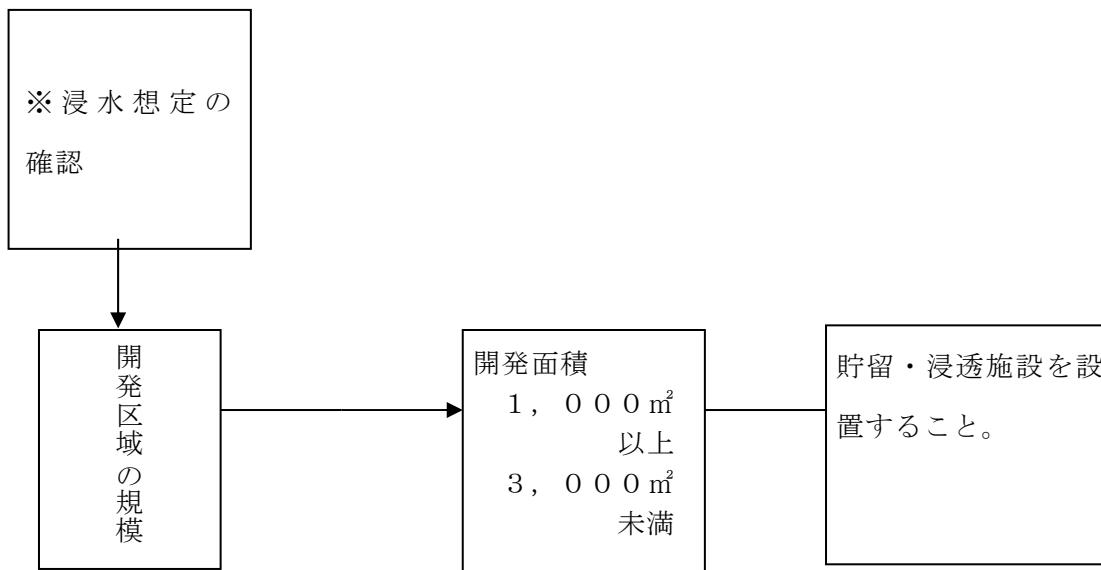
- 1 この告示は、平成 4 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この告示は、平成 18 年 3 月 26 日から施行する。
- 3 この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 6 この告示の施行の日の前日までに、改正前の飯塚市開発指導要綱の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1(第17条関係)

排水施設設置基準



適用

「浸透施設」とは、浸透舗装、浸透樹、緑地等の組み合わせをいう。

「貯留施設」とは、オンサイト貯留施設・地下貯留施設をいう。

※造成地盤高の検討に当たって浸水想定（図）を確認すること。

別表第2(第17条関係)

